

令和 8 年度

雪処理施設ほか自家用電気工作物保安管理業務

仕 様 書

札幌市建設局土木部道路設備課

1 役務の概要

本業務は、札幌市建設局が所管する雪処理施設等の自家用電気工作物において、保安管理業務を行うものである。

2 履行場所

別紙1 業務委託対象施設のとおり

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 役務の仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」によるものとする。

5 業務内容

(1) 電気事業法施行規則第52条第2項の承認にかかわる自家用電気工作物の保安管理業務

(2) 自家用電気工作物等の点検、測定、試験、操作、点検報告書の提出

ア 業務委託対象施設(2 履行場所)(以下、施設)の電気設備等点検を行うこと。

イ 季節により運転・休止を行う施設は、遮断器の投入・引外し等の必要な操作及び確認を行うこと。

ウ 各点検後は速やかに点検報告書を作成し、業務主任に提出すること。

(3) 自家用電気工作物の設置、変更について、主務官庁に対して申請書または届出を必要とする場合、保安管理業務外部委託承認申請における書類、図面等の作成及び手続きの指導、代行を行う。

(4) 保安上必要な検査業務

(5) 事故発生等の緊急対応

ア 緊急出動を行う。

イ 電気事故の拡大防止のために必要な応急処置、仮復旧及び指示・指導を行う。

ウ 緊急時には受託者自らが応急処置の作業を、高圧ケーブル、仮設変圧器、電源車等の応急資材等で対応できること。なお、応急資材等を使用した場合の費用については本業務外とする。

(6) 電気工作物に関する技術指導

点検の結果、改修を要する事項や取扱上注意すべきことが発見された場合は、報告書等の書類に記録し報告するとともに、必要な措置または取扱について指導・助言を行うこと。また、電気工作物に異常が発生又は発生する恐れがある場合についても同様とする。

(7) 電気設備台帳の作成、整理

受託者は、契約後速やかに下記事項に該当する書類及び台帳を作成すること。

ア 当該施設の維持管理上必要な単線結線図等の書類を作成し、現地に保管及び常時携帯すること。

イ 当該施設の電気工作物について、各機器の更新履歴等を記載した台帳(機器履歴台帳)を作成し、現地に保管すること。電気保安法人が変わる場合もその機器履歴台帳は引き継ぐこと。

6 緊急時の体制

- (1) 電気事故発生等、緊急時の連絡体制及び出動体制を整備し、施設に2時間以内に保安業務担当者等が到着できる体制を確立していること。
- (2) 平日の営業時間外及び休日・祝祭日においても、24時間、緊急時の連絡体制及び出動体制を確立していること。
- (3) 大規模災害時の緊急出動体制について、受託者の責任において組織的な応援を受けることが可能な体制を確立していること。(応援体制を確認できる書類(写し)の提出を求める場合がある。)

7 賠償責任保険等への加入

- (1) 受託者は、契約にあたって故意又は過失によって委託者及び第三者に与える損害に対する賠償責任保険(請負業者賠償、生産物賠償)に加入し、それを証明する書類(写し)を提出すること。

8 点検測定

自家用電気工作物の点検測定は、下記の点検頻度、点検・測定試験基準を厳守し、保安規程に定める基準により行うこと。

(1) 点検頻度及び報告書の提出

点検頻度の基本は以下のとおりとし、施設の稼動期間を考慮して点検を行うものとする。なお、詳細は委託者の指示による。

点検の種別	周期
月次点検	月1回
年次点検	年1回(実施時期は業務主任との協議による)
臨時点検	必要な都度
工事中点検	週1回
定例外精密点検	年1回(年次点検と同時に行う)

(2) 点検・測定試験基準

詳細は、別紙2 点検・測定試験基準による。

(3) 定例外精密点検等

別紙3 年次点検及び定例外業務・精密点検詳細により実施する。実施時期については委託者の指示による。

(4) 点検記録等の保存期間は保安規程による。

9 保安管理業務の受託者の要件

受託者は、電気事業法施行規則第52条の2の承認要件及び次の事項に該当しているものとする。

(1) 保安業務担当者は、次の資格を有していること。

・電気主任技術者(免状の種類不問)

10 電気主任技術者の配置について

関係法等を遵守するとともに、当該施設の特性を考慮して、適正な保安管理業務遂行を可能とする人数を配置すること。

11 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を他の者に再委託してはならない。

12 保安業務担当者の明確化(電気事業法施行規則第53条第2項第2号)

- (1) 保安業務担当者及び保安業務担当者が指示して点検を行わせる保安業務従事者を定め、氏名、主任技術者免状の種類及び番号を提出すること。
- (2) 保安業務担当者は、受託者と直接常用雇用関係にある者とし、それを証明する書類を提出すること。

注:保険者より発行される「資格情報のお知らせ」の写しやマイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物を提出する際は、被保険者等記号・番号及び保険者番号(これらの情報が読み取れるQRコードを含む。)を黒塗りしたものを提出すること。

- (3) 履行期間内に保安業務担当者に変更があった場合、速やかに報告すること。

13 電気事業法施行規則第53条第2項第5号に係る事項

- (1) 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、運用に関する保安の確保を、次のアからオに掲げる基本原則に従って行うこと。

ア 保安業務担当者が保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次の(ア)から(イ)に掲げる自家用電気工作物であって、保安業務担当者の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が保安業務担当者により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りではない。

- (ア) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次のaからeのいずれかに該当する自家用電気工作物)

- a 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- b 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防設備等又は特殊消防用設備等
- c 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要する機械
- d 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器(医療用機器、オートメーション化された工作機械群等)
- e 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器(密閉型防爆構造機器等)

- (イ) 設置場所の特殊性のため、保安業務担当者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物(例えば、次のaからeのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物)

- a 立入に危険を伴う場所(酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等)
- b 情報管理のため立入が制限される場所(機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等)
- c 衛生管理のため立入が制限される場所(手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等)
- d 機密管理のため立入が制限される場所(独居房等)
- e 立入に専門家による特殊な作業を要する場所(密閉場所等)

- (ウ) 施設外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

- (イ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

- イ 保安業務担当者が施設における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された保安管理業務担当者であることを明らかにする。ただし、緊急の場合はこの限りではないが、後日作業者の身分を示す証明書の提出を行うこと。
 - ウ 委託者が保安管理業務の結果について保安業務担当者から報告を受け、その記録(当該業務を実施した保安業務担当者の氏名を含む)を確認及び保存する。
 - エ 保安業務担当者が自家用電気工作物の技術基準への適合状態を確認するため、設置、改造等の工事期間中(以下、工事期間中という)の点検、月次点検(規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ)及び年次点検(主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下同じ)を行う。
 - オ 保安業務担当者が工事期間中の点検、月次点検または年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を委託者に指示又は助言する。
- (2) 月次点検を、次のアからウに掲げる要件に従って行うこと。
- ア 1月に1回行う。(実施月は別紙)
 - イ 外観点検について、(ア)の項目を(イ)に掲げる設備等を対象として行う。
 - (ア) 点検項目
 - a 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - b 電線と他物との隔離距離の適否
 - c 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - d 接地線等の保安装置の取付け状態
 - (イ) 対象設備等
 - a 引込設備(区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等)
 - b 受電設備(断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等)
 - c 受配電盤
 - d 接地工事(接地線、保護管等)
 - e 構造物(受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等)、配電設備
 - f 発電設備(原動機、発電機、始動装置等)
 - g 蓄電池設備
 - h 負荷設備(配線、配線器具、低圧機器等)
 - ウ 次の(ア)、(イ)に掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。
 - (ア) 電圧値の適否及び過負荷等
 - 電圧、負荷電流測定
 - (イ) 低圧回路の絶縁状態
 - B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定
 - エ 上記ア、イの点検のほか、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には電気管理技術者等としての観点から点検を行う。
- (3) 年次点検を、月次点検に前記(2)の要件に加え、次のア、イに掲げる要件に従って行うこと。
- ア 1年に1回行う。
 - イ 次の(ア)から(オ)に掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。
 - (ア) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された

値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

- (イ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。
 - (ウ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。
 - (エ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。
 - (オ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。
 - (カ) 高濃度PCB含有電気工作物に該当するかどうか確認すること。
- (4) 工事期間中は、上記(2)アに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行う。
- (5) 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50mAとする)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下漏えい警報という)を連続して5分間以上受信した場合または5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ)に、次のア及びイに掲げる処置を行うこと。
- ア 保安業務担当者が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
 - イ 保安業務担当者が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。
- (6) 事故・故障発生時に、次のアからエに掲げる措置を行う。
- ア 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を委託者等から受けた場合は、保安業務担当者が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。
 - イ 保安業務担当者が、事故・故障の状況に応じて臨時点検を行う。
 - ウ 事故・故障の原因が判明した場合は、保安業務担当者が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、委託者に指示又は助言を行う。
 - エ 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、保安業務担当者が委託者に対し事故報告するよう指示を行う。

14 作業時制約事項(年次点検)

(1) 雪処理施設(4施設)

年次点検は高圧電気設備の全停電を基本とするほか、1日で完結させるものとし複数日に跨る点検は委託者の許可を得ること。年次点検では雪処理施設に該当する4箇所(藻岩下流雪溝・発寒雨水調整池 発寒融雪槽・創成川融雪管・新川融雪槽)が冬季稼働施設のため、施設の稼働準備期間にあたる当年11月上旬までに点検を必ず終えること。

(2) アンダーパス施設等(5施設)

年次点検を実施するにあたっては、道路に附帯する電気設備(ITVカメラ、照明設備等)の停止により、道路利用並びに監視に与える影響を最小限とすることを目標とし、停電時間は極力短くすること。また、アンダーパス施設等5箇所に関して雨天時の停電作業は認めない。

(3) JR駅自由通路等(4施設)

年次点検は高圧電気設備の全停電を基本とするほか、1日で完結させるものとし複数日に跨る点検は委託者の許可を得ること。また、年次点検では以下に掲げる施設が24時間365日、市民利用可能な施設であるため、利用の妨げとなる日中作業は不可とし夜間作業のみ可とする。作業にあたって受託者は施設供用時間が24時間となる施設について、仮設発電機を準備し停電前に切り替え、市民利用に必要な負荷に対し電源供給を行うこと。

施設名称	施設供用時間	停電作業時間	仮設発電機の手配(1)
手稲駅自由通路	05:00-24:30	01:00-03:00	無
JR白石駅自由通路	00:00-24:00(24時間)	01:00-03:00	有
苗穂駅自由通路	00:00-24:00(24時間)	01:00-03:30	有

(1) 仮設発電機及び既設接続に使用するケーブル、燃料等の手配は受託者にて行う。

既設設備への接続、切り替え作業及び作業後の復旧作業についても受託者にて実施する。

受託者は夜間点検中、市民の歩行に支障とならないよう仮設発電機の設置、既設接続に要するケーブルの延線には安全上配慮を行うものとし、事故・安全対策に必要な資材を準備し設置すること。(例:カラーコーン、コーンバー、保安灯、警告灯など)

15 低圧電気工作物の絶縁監視

JR駅自由通路施設において低圧電気工作物の絶縁状態を監視する機器(以下、「絶縁監視装置」と記す)を設置し、常時監視とする。なお、委託者は、絶縁監視装置を設置する場所の提供、装置にて使用する電源の利用など既存施設の利用について便宜を供する。

(1) 絶縁監視装置の設置(設置する施設については別紙1を参照)

ア 絶縁監視装置は外部への自動通報機能(有線又は無線)を備えたものとする。

イ 以下に関わる費用は全て受託者にて負担すること。

- ・ 絶縁監視装置本体費用及び設置費用。
- ・ 外部通報のためのインターネット回線など通信に関わる費用。
- ・ 絶縁監視装置の保守及び修理に関わる費用。
- ・ 絶縁監視装置の撤去費用。

ウ 絶縁監視装置の設置は各施設のトランス毎に設置すること。

エ 絶縁監視装置による監視は4月1日より監視可能なこと。

(2) 絶縁監視装置の撤去

ア 以下のいずれかに該当する場合は、委託者と受託者で協議のうえ契約期間内でも絶縁監視装置を受託者の責任において撤去すること。

- ・ 本業務委託契約が解除又は失効した場合。
- ・ 電気工作物が経済産業省告示第249号第4条第7号に掲げる信頼性の高い需要設備の条件を満たさなくなった場合。
- ・ 電気工作物が何らかの理由により絶縁不良が継続するなど、絶縁監視装置による監視が不能となった場合。

(3) 警報発生時の応動体制

絶縁監視装置からの警報発生時の通報先は受託者とし、警報を受信した受託者は、委託者に連絡を行い、当該電気工作物を設置する現地に赴き、本仕様書13(5)アに記載する措置を行うこと。

16 業務委託対象施設の鍵管理について

委託者は受託者に対し、業務着手後に業務委託対象施設の入場に必要となる全ての鍵を貸与するものとする。受託者は貸与された鍵について各々明記した一覧表及び借用願を作成し、委託者へ提出し承諾を得ること。業務着手後は貸与された鍵について責任を持って厳重に管理を行うこと。受託者が貸与した鍵を紛失した場合、受託者の責任で当該施設の鍵を交換することとし、同じく貸与し

た鍵を破損した場合、受託者は自己の費用でこれを弁償すること。

又、貸与した鍵について、以下の事項を禁止する。

- ・第三者への貸与
- ・鍵の複製

17 契約の解除

受託者が電気事業法施行規則第52条の2の要件を満たす事ができず外部委託承認が認められない時、又は承認が取り消された場合、契約を解除することができる。

18 提出書類

(1) 保安業務担当者届出書の提出

契約後速やかに提出すること。(12 保安業務担当者の明確化 参照)

(2) 完了届、報告書

毎月の業務完了後、速やかに提出すること。ただし、3月分については3月31日に提出すること。

ア 完了届

イ 報告書

(3) 保安業務外部委託承認申請に係る書類

適宜提出すること。

(4) 年次点検計画書

適宜提出すること。

(5) 鍵借用願い(業務委託対象施設一覧表含む)

業務着手後ただちに。

(6) その他必要書類

適宜提出すること。

19 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された

書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、

そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

20 その他

(1) 受託者は、履行期間の開始前までに、前年度の当該自家用電気工作物の保安管理業務受託者から業務引継を受けると共に、機材・人員などの必要な準備を行うこと。また受託者は、履行期間満了または契約解除に伴う業務の終了にあたって、委託者及び次の受託者に対して必要な引継を行うとともに、業務開始準備に必要な協力を行うこと。

(2) 受託者の瑕疵により生じた故障・破損及び事故については、受託者が一切の責任を負うこと。

(3) 業務の実施に当たっては、安全対策に努め、道路交通、第三者及び作業従事者に対して適切な安全対策を行い事故防止に努めるものとし、受託者は事故に対する一切の責任を負うものとする。車両を道路に停めて作業を行う場合は、交通誘導警備員を適切に配置するものとする。

(4) 保守点検作業を実施するにあたり、車線規制を伴う作業の時には、工事用立看板、矢印板、カラーコーン・ウエイト、コーンバー等の設置を行い、通行車両等の安全に十分配慮すること。

- (5) 本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 受託者はエコドライブの推進に努めること。また、アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と協議の上決定すること。

雪処理施設ほか自家用電気工作物保安管理業務＜業務委託対象施設 - 1＞

別紙1-1

	施設名称	施設所在地	設備容量 (kVA)		稼働期間	点検頻度		精密 点検	備考
						月次点検	年次点検 (月次点検時)		
雪 処 理 施 設 4施設	藻岩下流雪溝ポンプ室	南区南33条西11丁目	業務用	85	通年	毎月1回(全12回)	年1回	-	今年度VCB精密【無】
	発寒雨水調整池(発寒融雪槽)	西区発寒14条14丁目		500				-	今年度VCB精密【無】
	創成川融雪管投雪監視棟	東区北27条東1丁目		500					VCB精密点検有
	新川融雪槽	西区八軒9条西7丁目		500				-	今年度VCB精密【無】
ア ン ダ ー パ ス 等 5施設	東8丁目アンダーパス	東区北5条東7丁目	非常用 発電機	47.5	通年	隔月1回(全6回)	年1回	-	
	百合が原アンダーパス雨水排水ポンプ施設	北区百合が原4丁目		70				-	
	道道花畔札幌線篠路アンダーパス雨水排水ポンプ施設	北区篠路8条6丁目		75				-	
	旭山公園米里菊水線アンダーパス	白石区菊水上町4条4丁目		55				-	
	もみじ台通立体交差排水ポンプ施設	厚別区厚別北1条3丁目		85				-	

雪処理施設ほか自家用電気工作物保安管理業務<業務委託対象施設 - 2 >

別紙1-2

	施設名称	施設所在地	設備容量 (kVA)		稼働期間	点検頻度		精密 点検	低圧電気 工作物 絶縁監視	備考
						月次点検	年次点検 (月次点検時)			
J R 駅 自 由 通 路 4施設	札幌駅(南口)駅前広場 (届出名称:札幌市札幌駅前広場)	中央区北5条西3丁目	融雪用	1,500	4~10月 11~3月	休止(7カ月) 5カ月	年1回		不要	VCB精密点検有
	手稲駅自由通路 (届出名称:札幌市手稲駅自由通路)	手稲区前田1条11丁目	業務用	250	4~10月	7カ月	年1回(夜間)		必要	VCB精密点検有
			業務用+融雪用	250+800	11~3月	5カ月				
	JR白石駅自由通路 (届出名称:札幌市JR白石駅自由通路)	白石区平和通3丁目北	業務用	150	4~10月	7カ月	年1回(夜間)		必要	VCB精密点検有
業務用+融雪用			150+150	11~3月	5カ月					
	苗穂駅自由通路 (届出名称:JR苗穂駅自由通路)	中央区北3条東11丁目	業務用	350	通年	12カ月	年1回(夜間)	-	必要	今年度VCB精密【無】

【注 記】

- ・ 上表において低圧電気工作物絶縁監視を行う3施設については月次点検を奇数月(5月、7月、9月、11月、1月、3月)に現地へ赴き実施するものとする。

雪処理施設

点検・測定試験基準

	電気工作物	項目	種別			備考	
			月次点検	年次点検	臨時点検		
			1カ月	1カ年			
受電設備 (構内電線路二次変電設備を含む)	引込線 電線および支持物	外観点検			異常の発生、または発生の恐れがある場合		
		観察点検					
		絶縁抵抗測定				報告書には前回測定値も記入	
	遮断器	外観点検					
		観察点検					
		絶縁抵抗測定				報告書には前回測定値も記入	
		動作試験					
	母線、計器用変成器 断路器、コンデンサ 避雷器	外観点検					
		観察点検					
		絶縁抵抗測定				報告書には前回測定値も記入	
	変圧器	外観点検					
		観察点検					
		絶縁抵抗測定				報告書には前回測定値も記入	
	配電盤および制御装置	外観点検					
		観察点検					
		絶縁抵抗測定				報告書には前回測定値も記入	
	接地装置	外観点検					
		観察点検					
		接地抵抗測定				報告書には前回測定値も記入	
	直流電源装置	外観点検					
		観察点検					
		セル電圧等測定					
	電気使用場所	電動機、照明装置 配線および配線器具 その他の器具類	外観点検				
			観察点検				
絶縁抵抗測定					報告書には前回測定値も記入		
接地抵抗測定					報告書には前回測定値も記入		
<p>外観点検：電源を遮断しない状態において、梯子その他の器具を用いないで到達できる範囲内で、最も見やすい箇所から目視(以下、必要に応じ簡単な携帯計器の使用を含む)等により点検を行う。</p> <p>観察点検：電源を遮断した状態において、容易に到達できる範囲内で、最も見やすい所から目視のほか、触手等により行う点検。ただし、柱上設備等高所に施設され、触手することが困難な箇所については必要に応じて双眼鏡を用いて点検を行う。</p>							

アンダーパス施設等

点検・測定試験基準

	電気工作物	項目	種別			備考	
			月次点検	年次点検	臨時 点検		
			1カ月・隔月	1カ年			
受電設備 (構内電線路二次変電設備を含む)	引込線 電線および支持物	外観点検			異常の発生、または発生の恐れがある場合		
		観察点検					
		絶縁抵抗測定				報告書には前回測定値も記入	
	遮断器	外観点検					
		観察点検					
		絶縁抵抗測定				報告書には前回測定値も記入	
		動作試験					
	母線、計器用変成器 断路器、コンデンサ 避雷器	外観点検					
		観察点検					
		絶縁抵抗測定				報告書には前回測定値も記入	
	変圧器	外観点検					
		観察点検					
		絶縁抵抗測定				報告書には前回測定値も記入	
	配電盤および制御装置	外観点検					
		観察点検					
		絶縁抵抗測定					報告書には前回測定値も記入
		継電器動作試験					
		継電器特性試験		必要に応じて			
	接地装置	外観点検					
		観察点検					
		接地抵抗測定				報告書には前回測定値も記入	
電気使用場所	電動機、照明装置 配線および配線器具 その他の器具類	外観点検					
		観察点検					
		絶縁抵抗測定			報告書には前回測定値も記入		
		接地抵抗測定			報告書には前回測定値も記入		
非常用予備発電設備	内燃機関	外観点検					
		観察点検					
		起動試験					
	発電装置	外観点検					
		観察点検					
		絶縁抵抗測定			報告書には前回測定値も記入		
		接地抵抗測定			報告書には前回測定値も記入		
開閉器その他の電気設備	受電設備に同じ						

外観点検：電源を遮断しない状態において、梯子その他の器具を用いないで到達できる範囲内で、最も見やすい箇所から目視(以下、必要に応じ簡単な携帯計器の使用を含む)等により点検を行う。

観察点検：電源を遮断した状態において、容易に到達できる範囲内で、最も見やすい所から目視のほか、触手等により行う点検。ただし、柱上設備等高所に施設され、触手することが困難な箇所については必要に応じて双眼鏡を用いて点検を行う。

札幌駅(南口)駅前広場
 手稲駅自由通路
 JR白石駅自由通路
 苗穂駅自由通路

点検・測定試験基準

	電気工作物	項目	種別			備考
			月次点検	年次点検	臨時点検	
			1カ月	1カ年		
受電設備 (構内電線路二次変電設備を含む)	引込線 電線および支持物	外観点検			異常の発生、または発生の恐れがある場合	報告書には前回測定値も記入
		観察点検				
		絶縁抵抗測定				
	遮断器	外観点検				報告書には前回測定値も記入
		観察点検				
		絶縁抵抗測定				
		動作試験				
	母線、計器用変成器 断路器、コンデンサ 避雷器	外観点検				報告書には前回測定値も記入
		観察点検				
		絶縁抵抗測定				
	変圧器	外観点検				報告書には前回測定値も記入
		観察点検				
		絶縁抵抗測定				
	配電盤および制御装置	外観点検				札幌駅(南口)駅前広場のみ実施 報告書には前回測定値も記入
		観察点検				
		絶縁抵抗測定				
		継電器動作試験				
		継電器特性試験		必要に応じて		
接地装置	外観点検			報告書には前回測定値も記入		
	観察点検					
	接地抵抗測定					
電気使用場所	電動機、照明装置 配線および配線器具 その他の器具類	外観点検			札幌駅(南口)駅前広場のみ実施 報告書には前回測定値も記入	
		観察点検				
		絶縁抵抗測定				
		接地抵抗測定				

外観点検：電源を遮断しない状態において、梯子その他の器具を用いないで到達できる範囲内で、最も見やすい箇所から目視(以下、必要に応じ簡単な携帯計器の使用を含む)等により点検を行う。

観察点検：電源を遮断した状態において、容易に到達できる範囲内で、最も見やすい所から目視のほか、触手等により行う点検。ただし、柱上設備等高所に施設され、触手することが困難な箇所については必要に応じて双眼鏡を用いて点検を行う。

年次点検及び定例外業務・精密点検詳細

1. 雪処理施設等

共通事項

1. 年次点検は、休止期間中の日中とする。
2. 実施時期については、委託者と協議すること。
3. 主要部分の増し締め点検、盤内外等清掃
4. 精密点検項目には、下記の2項目については必ず実施すること。
真空バルブの真空度試験、三相不揃と開閉極時間試験

1-1. 藻岩下流雪溝ポンプ所室

定例外精密点検表

項目	数量	周期	備考
OCR特性試験	2要素	1回/年	
DGR特性試験	1台	1回/年	
連動試験	3回	1回/年	
VCB精密点検	1台	1回/3年	次回：令和9年 実施

1-2. 発寒雨水調整池(発寒融雪槽)

定例外精密点検表

項目	数量	周期	備考
OCR特性試験	2要素	1回/年	
UVR特性試験	1台 非連動	1回/年	
DGR特性試験	1台	1回/年	
連動試験	3回	1回/年	
VCB精密点検	1台	1回/3年	次回：令和10年 実施

1-3. 創成川融雪管投雪監視棟

定例外精密点検表

項目	数量	周期	備考
OCR特性試験	4要素	1回/年	
UVR特性試験	1台 非連動	1回/年	
DGR特性試験	2台	1回/年	
2E動作試験	1台	1回/年	
連動試験	7回	1回/年	
VCB精密点検	2台	1回/3年	今回 令和8年度 実施

1-4. 新川融雪槽

定例外精密点検表

項目	数量	周期	備考
OCR特性試験	2要素	1回/年	
UVR特性試験	1台	1回/年	
連動試験	3回	1回/年	
VCB精密点検	1台	1回/3年	次回：令和9年 実施

年次点検及び定例外業務・精密点検詳細

2. JR駅自由通路等

共通事項

1. 主要部分の増し締め点検、盤内外等清掃
2. 精密点検項目には、下記の2項目については必ず実施すること。
真空バルブの真空度試験、三相不揃と開閉極時間試験

2-1. 札幌駅(南口)駅前広場

定例外精密点検表

項目	数量	周期	備考
OCR特性試験	8要素	1回/年	
DGR特性試験	1台		
UVR特性試験	1台(非連動)		
OVR特性試験	1台		
LGR特性試験	3台		
連動試験	10回		
ELB特性試験	15台		
VCB精密点検	1台実施	1回/3年	今回：52F1

1. 年次点検は、休止期間中の日中とする。
2. 実施時期については、委託者と協議すること。

2-2. 手稲駅自由通路

定例外精密点検表

項目	数量			周期	備考
	自由通路	RH	計		
OCR特性試験	2要素	2要素	4要素	1回/年	
DGR特性試験	1台		1台		
UVR特性試験	1台 非連動		1台		
連動試験	3回	2回	5回		
VCB精密点検	実施	不実施	1台	1回/3年	今回：R8実施

1. 年次点検は、夜間作業とする。但し、ロードヒーティング用は、休止期間中の日中とする。
2. 実施時期については、委託者と協議すること。

2-3. JR白石駅自由通路

年次点検時の仮設保守用発電機等(3 37kVA(以上)、1 28.8kVA(以上)各1台、燃料、ケーブル)
は本業務に含むものとする。

定例外精密点検表

項目	数量			周期	備考
	自由通路	RH	計		
OCR特性試験	2要素	2要素	4要素	1回/年	
LGR特性試験	2台	1台	3台		
ELB特性試験		2台	2台		
連動試験	2回	2回	4回		
VCB精密点検	実施	不実施	1台	1回/3年	今回:R8実施

1. 年次点検は、夜間作業とする。但し、ロードヒーティング用は、休止期間中の日中とする。
2. 実施時期については、委託者と協議すること。

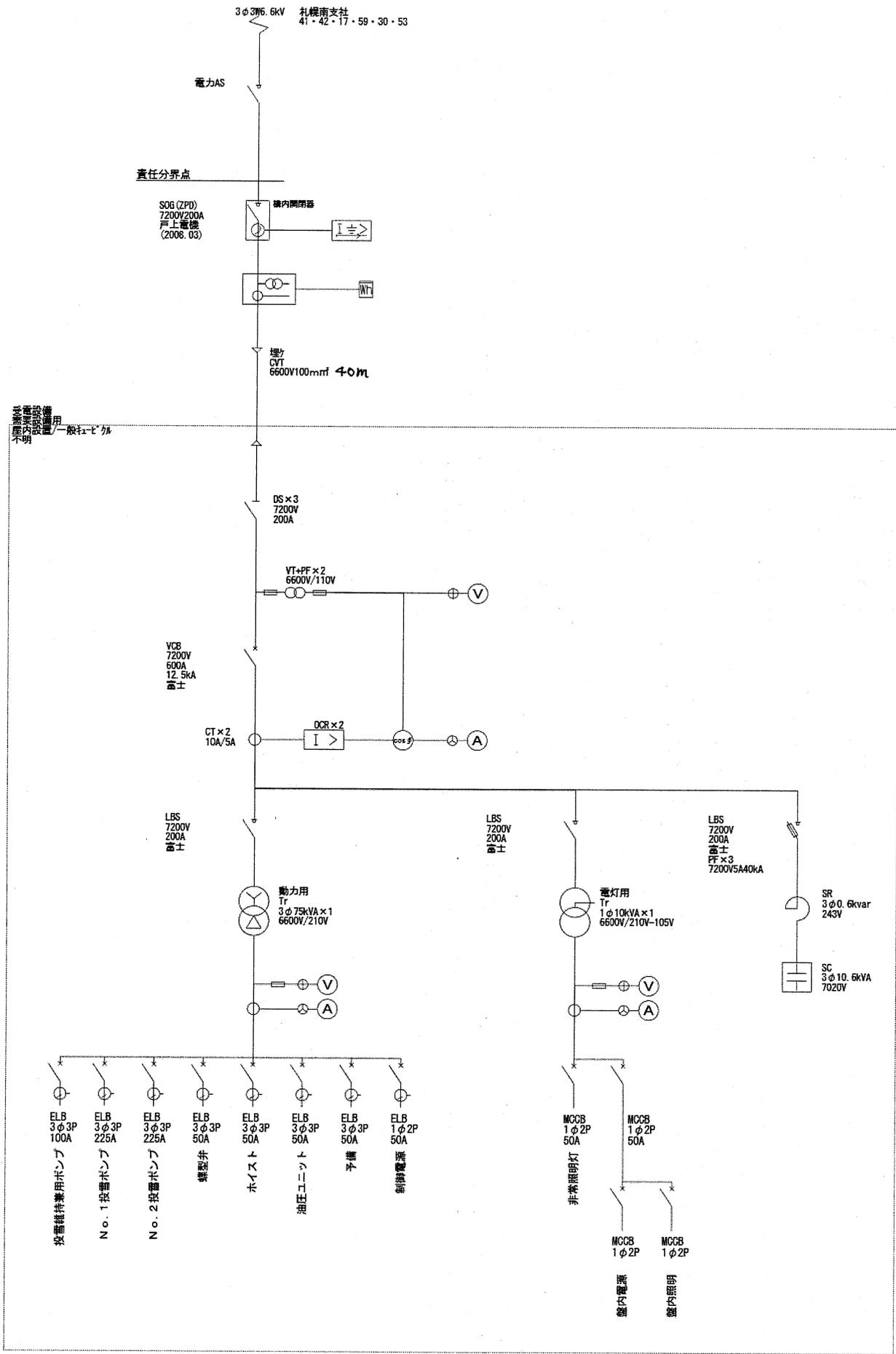
2-4. 苗穂駅自由通路

年次点検時の仮設保守用発電機等(3 20kVA(以上)、1 49kVA(以上)各1台、燃料、ケーブル)
は本業務に含むものとする。

定例外精密点検表

項目	数量			周期	備考
	自由通路		計		
OCR特性試験	2要素		2要素	1回/年	
DGR特性試験	1台		1台		
LGR特性試験	2台		2台		
連動試験	3回		3回		
VCB精密点検	不実施		0台	1回/3年	次回:R10実施

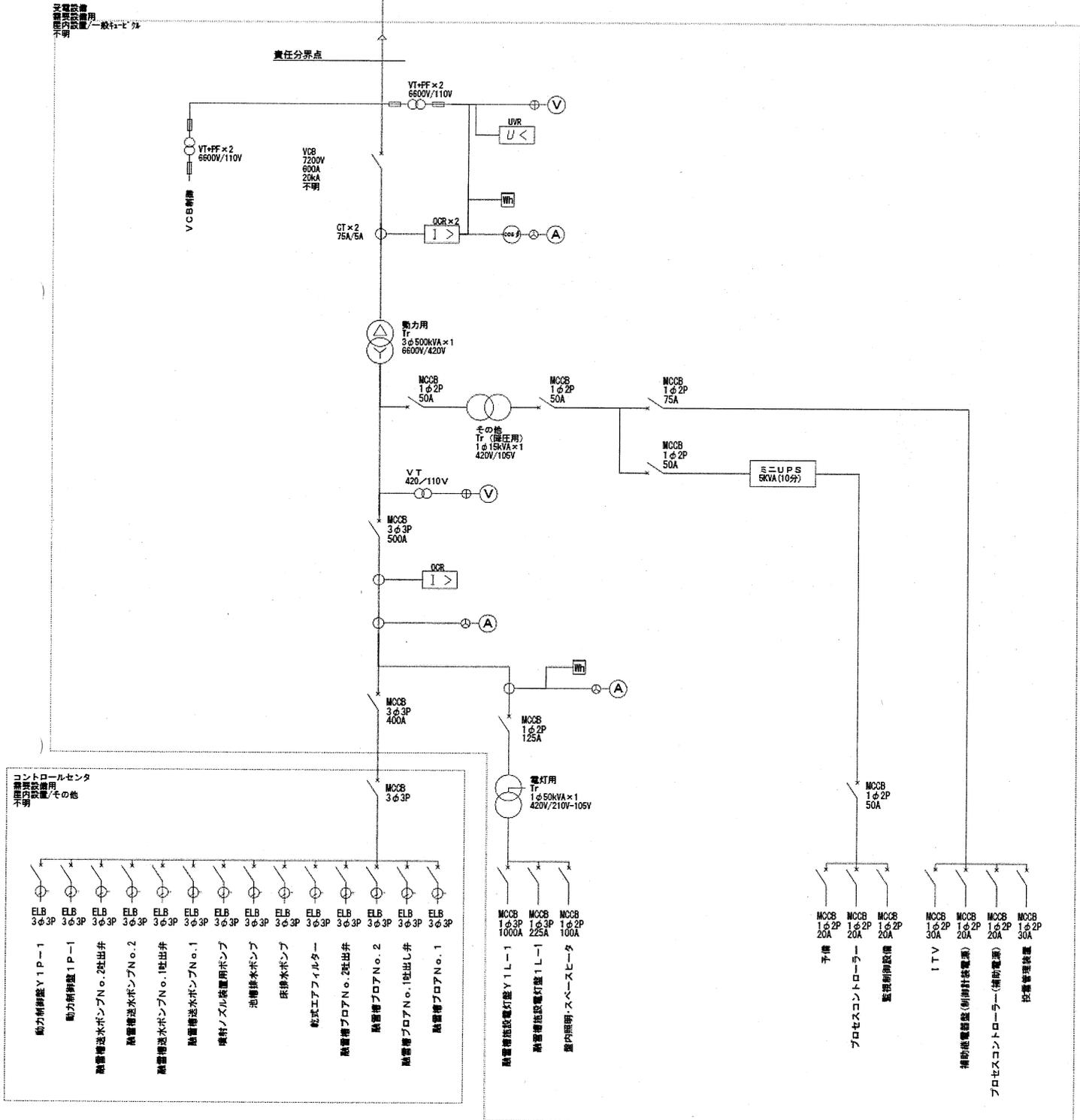
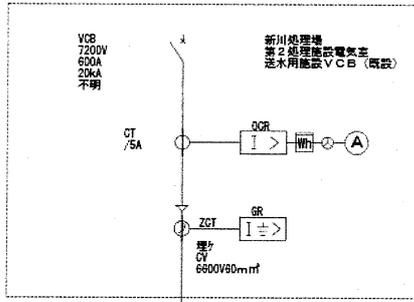
1. 年次点検は、夜間作業とする。
2. 実施時期については、委託者と協議すること。



※ 設備の取付位置は
 図面に記載されて
 いないものは、
 現場にて確認
 してください。

EA02814
 札幌市 藻岩下流蓄清ポンプ室

単線結線図
EA90014
事業場住所:
事業場名称:



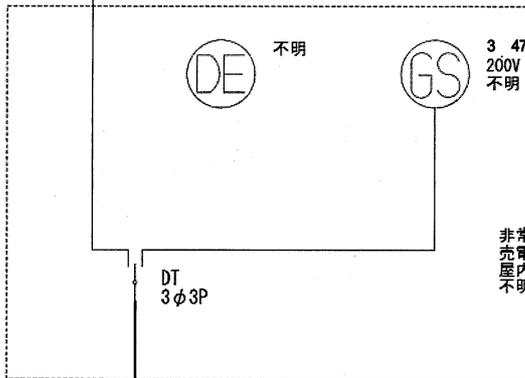
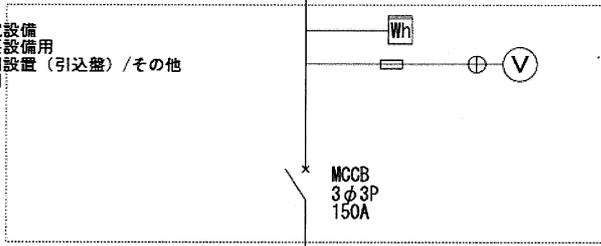
EAO2817
住 所 札幌市西区八軒9条西7丁目
事業場住所 札幌市 新川融雪槽

単線結線図
EA90041
事業場住所:
事業場名称:

3φ3W210V 札幌支店
41・42・77・74・74・17

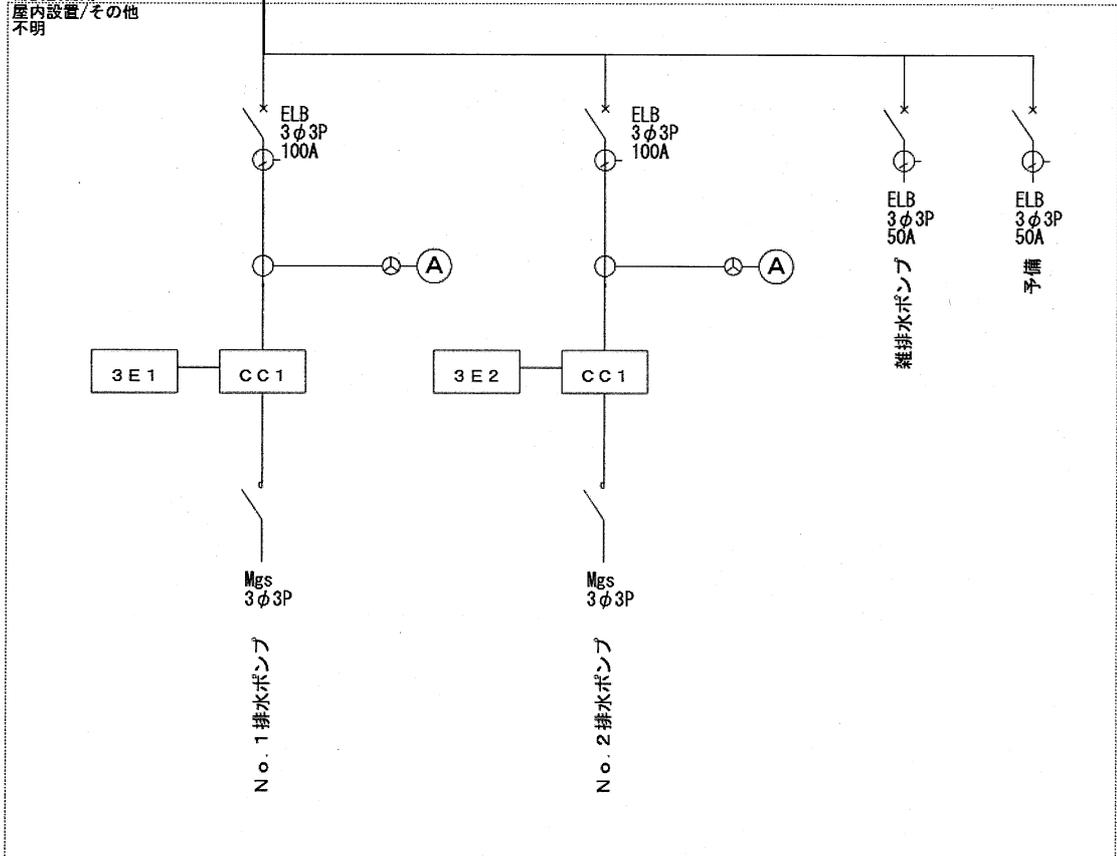
責任分界点

受電設備
需要設備用
屋側設置(引込盤)/その他
不明



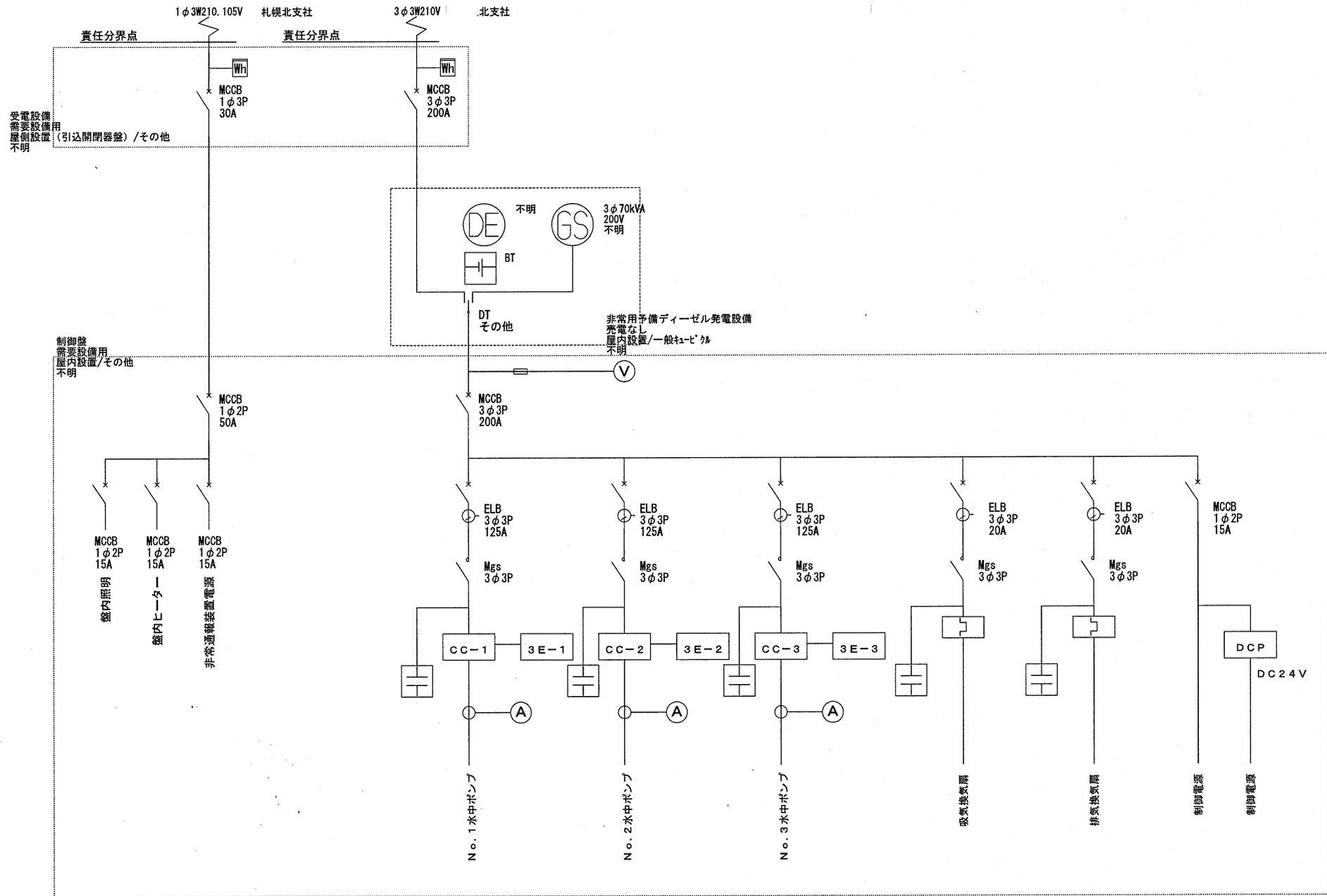
非常用予備ディーゼル発電設備
売電なし
屋内設置/一般キュービクル
不明

ポンプ室
需要設備用
屋内設置/その他
不明



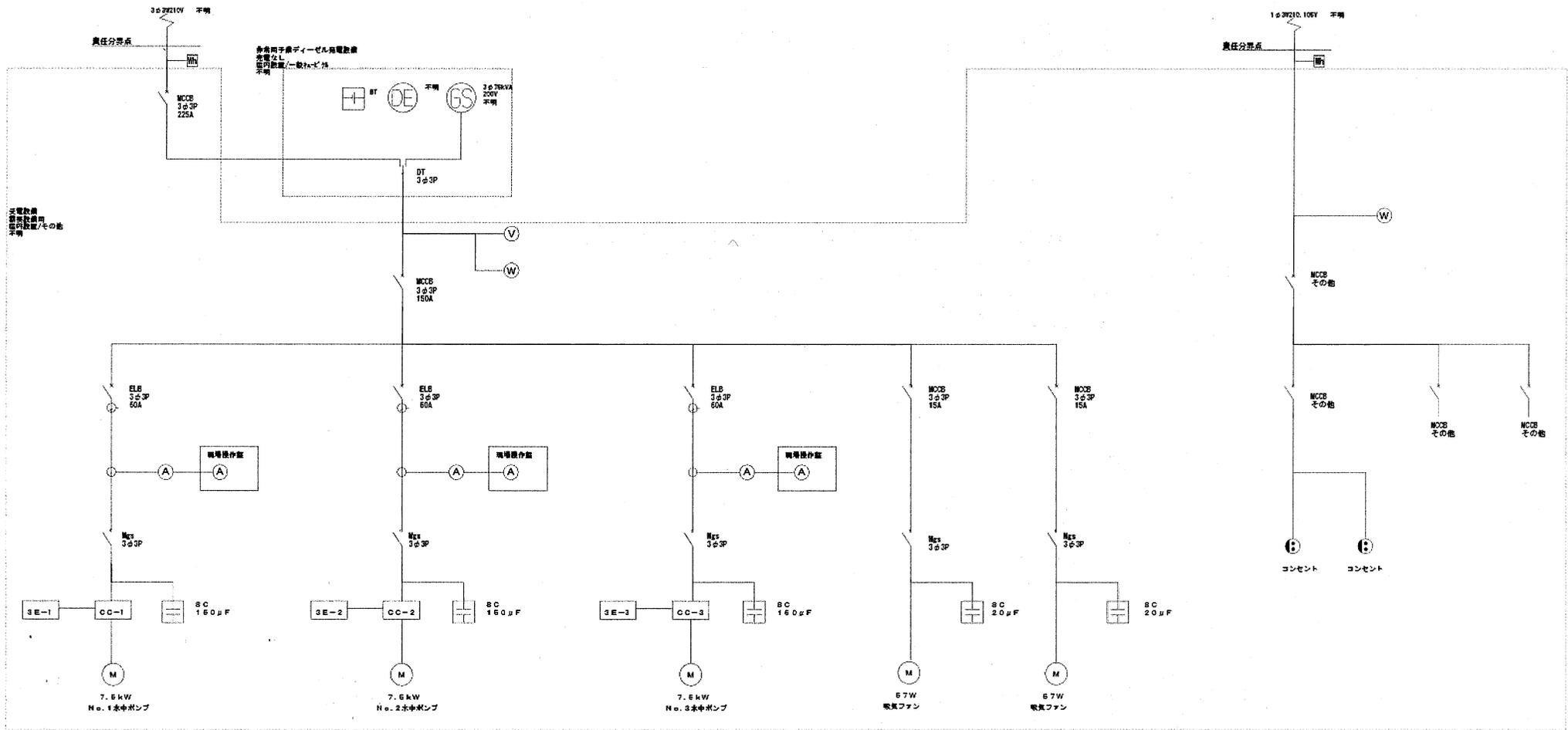
EA02818
住所 札幌市東区北5条東7丁目
事業所名 札幌市 東8丁目アンダーパス

単線結線図
EA90019
事業場住所:
事業場名称:



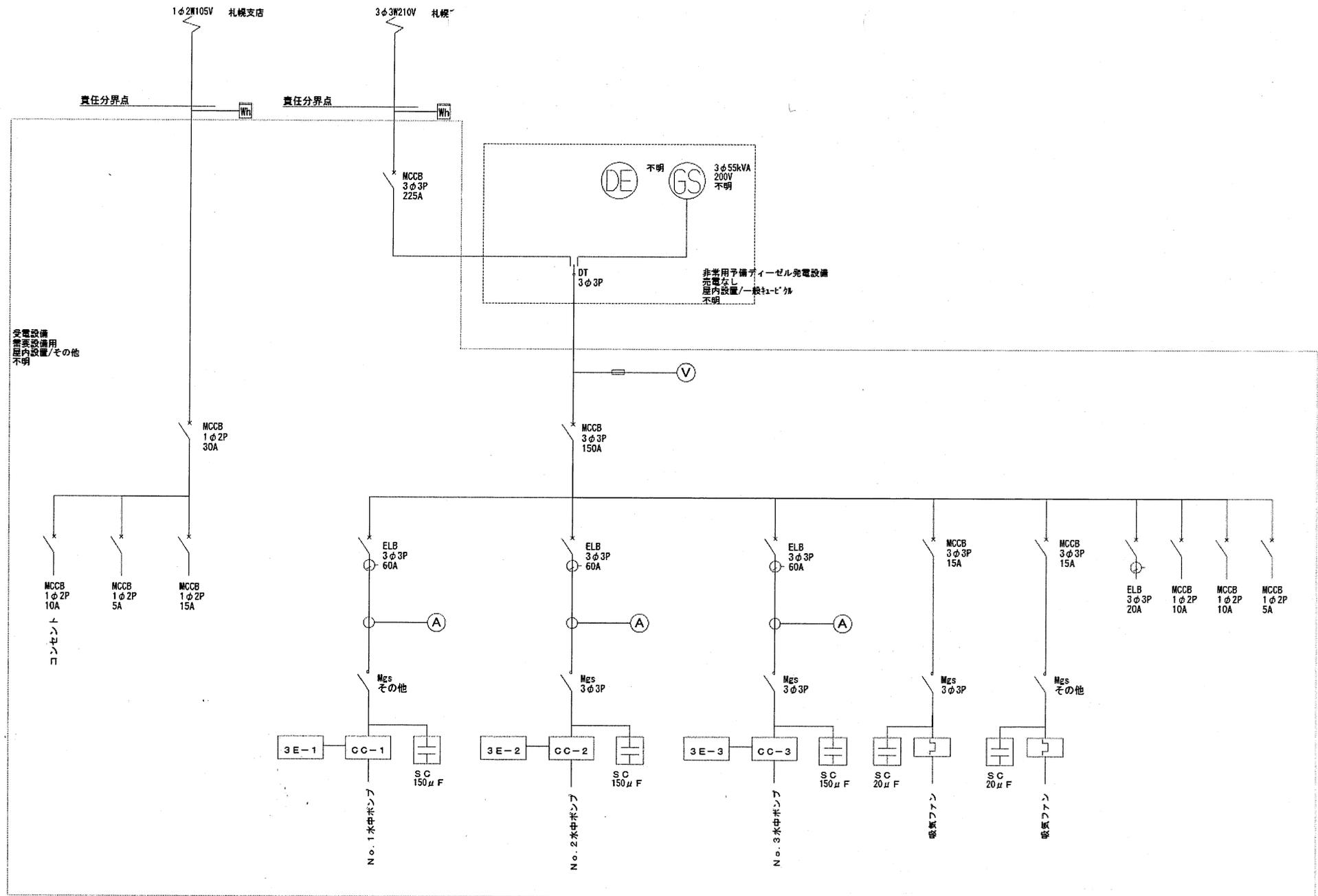
EG06912
 住 所 札幌市北区百合が原4丁目
 事業所名 札幌市 百合が原アンダーバス雨水排水ポンプ施設

単線結線図
EA90015
事業場住所:
事業場名称:



E G 0 6 9 1 4
 住 所 札幌市北区露路8条6丁目
 事業所名 札幌市 道道花野札幌線露路アンダーパス雨水排水ポンプ施設

単線結線図
EA80012
事業場住所:
事業場名称:



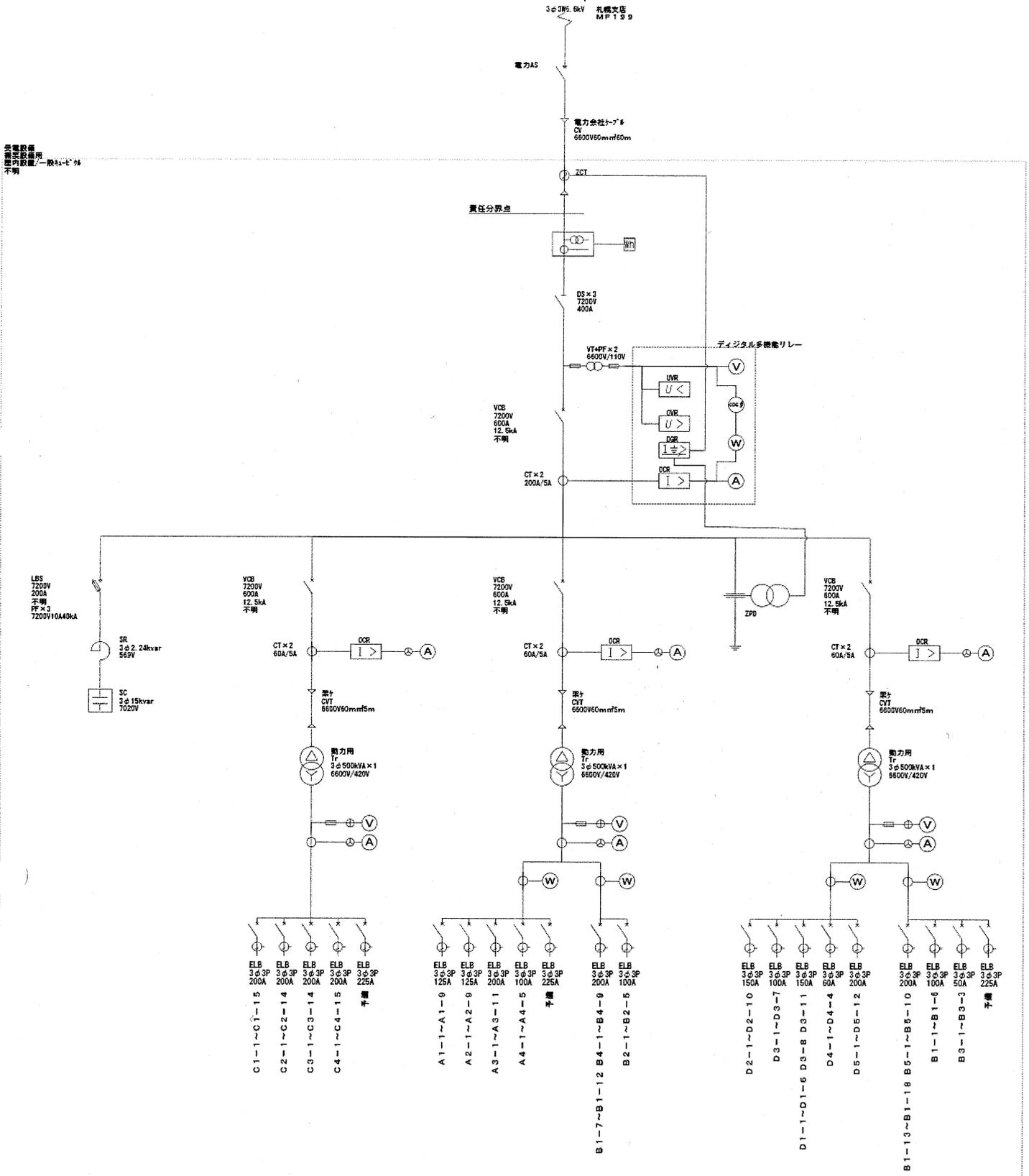
非常用予備ディーゼル発電設備
完備なし
屋内設置ノ一般社ビル加
不明

受電設備
需要設備用
屋内設置/その他
不明

E A 0 2 8 1 9
住 所 札幌市白石区菊水1丁目4条4丁目
事業所名 札幌市 旭山公園米里菊水アンダーパス

単線結線図
E A 9 0 0 3 8
事業場住所:
取組会社名:

可電設備
 備品設備用
 備品設備用
 不明



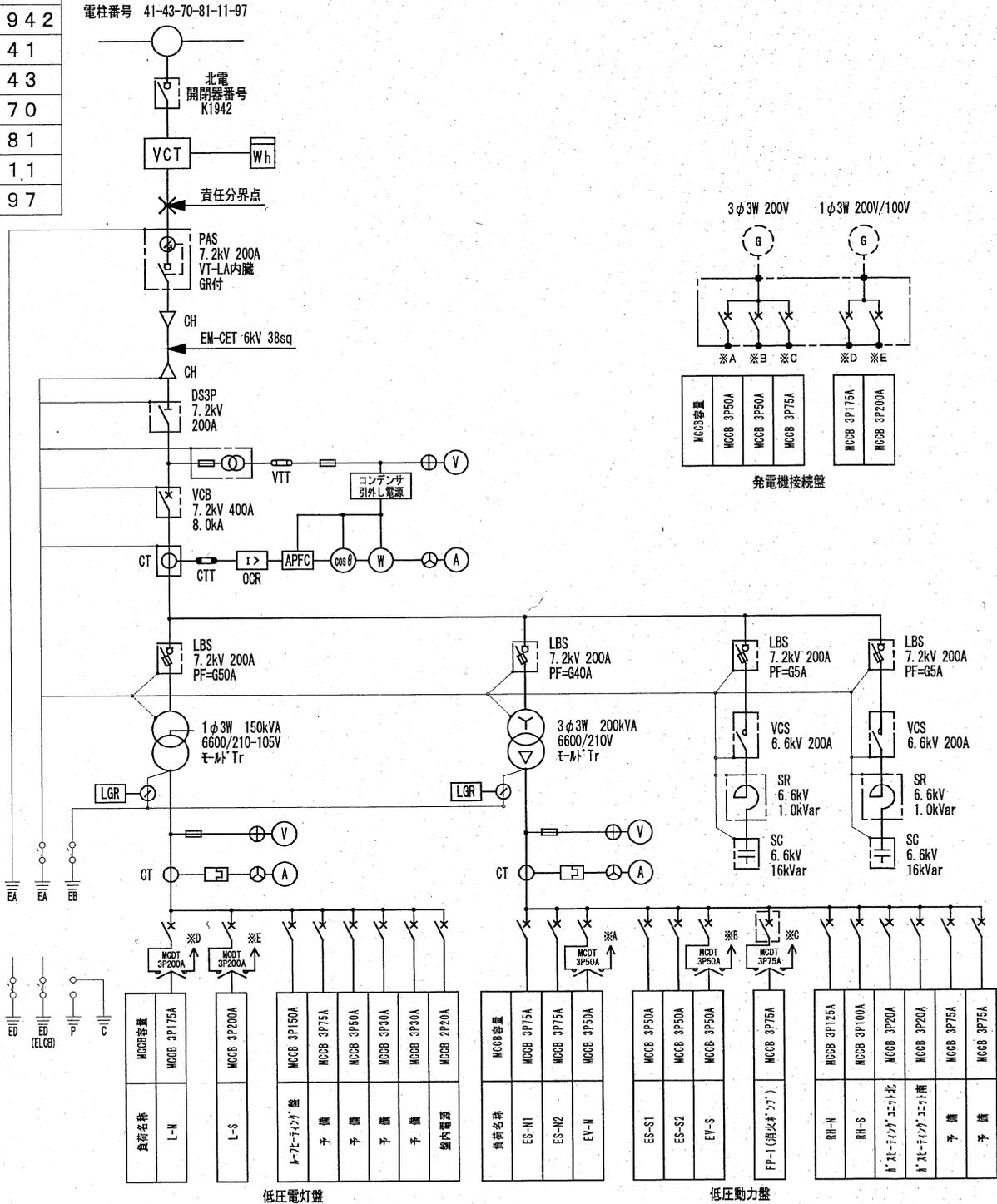
EA02B20
 設計 新 札幌市中央区北5条西3丁目
 事務所 札幌市 札幌駅前広場

単線結線図
EA90040
事業場住所:
事業場名称:

単線結線図

施設者名称	札幌市			事業場名称	JR苗穂駅自由通路		
設備容量	350 kVA	受電電圧	6, 6 kV	常用発電	— kVA — V	予備発電	— kVA — V
供給所	本町変電所 本町4		三相短絡容量	42.18 MVA	B種接地抵抗	33 Ω以下	
主遮断装置	CB型・PF-S型 絶縁監視装置 有・(無) 絶縁検出方式 $\text{I} \rightarrow \text{I} \rightarrow \text{I} \rightarrow$ 通報方式 電話連絡・自動通報						
施設場所	屋上・柱上・地上・屋内・屋上キュービクル・地上キュービクル・ <u>屋内キュービクル</u>						
電線路	種類	架空電線路・ <u>地中電線路</u>					
	電線の種類及び太さ	EM-CET 38mm ²					
施設方法	架空・架空ケーブル・ <u>地中ケーブル</u> (直埋・ <u>管路式</u> ・暗渠・保護管種別)						

番号	
K 1942	電柱番号 41-43-70-81-11-97
画 41	
区 43	
図 70	
番 81	
の 11	
号 97	



鍵借用書

令和〇年 月 日

札幌市建設局 土木部道路設備課
道路設備課長

(住所)

借用者

(氏名)

業務名

上記業務に必要な鍵を下記のとおり借用いたします。
なお、借用した鍵は、当該業務の目的にのみ使用し、弊社が責任を持って適切に管理いたします。

記

1. 借用する鍵の内訳 (鍵が多い場合は別紙も可)

	施設名	施錠設備の種類 鍵の種類	鍵番号	備考
1	東8丁目アンダーパス	南京錠		
2		電気室		
3		シャッタ		

2. 借用期間

令和〇年 月 日 から 令和〇年 月 日 まで

3. 鍵保管責任者及び使用者

区分	氏名	備考
鍵保管責任者		
使用者		

以上

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手續を定めなければならない。

3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を実際に取り扱って事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報了他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（下請契約（再委託））

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約（再委託）先の名称
- (2) 下請契約（再委託）する理由
- (3) 下請契約（再委託）して処理する内容
- (4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報
- (5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

(2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督を行うこと。

(4) 取扱区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受注者(受託者)は、本工事(業務)に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者(委託者)に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者(委託者)の指示に従わなければならない。

2 受注者(受託者)は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者(委託者)その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者(委託者)は、本工事(業務)に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 発注者(委託者)は、受注者(受託者)が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事(業務)の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者(受託者)は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者(委託者)に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者(受託者)の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者(委託者)に対する損害が発生させた場合は、受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

.....
(総括保護管理者)

.....
(保護管理者)

.....
基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

- 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			<input type="checkbox"/> 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 有り 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- 取り扱うことができる従業員を定めている。
- セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

.....(連絡責任者).....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- 複数人で持ち運ぶこととしている。
- その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

【様式5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長 様

住 所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（当初から個人情報の取扱いを委託する設計等用）からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	